

平成 29 年度病児保育整備補助金事業の募集について（案）

旭川市では、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅等での保育が困難な場合があり、こうした保育に対応するため、平成 29 年度旭川市病児保育施設整備事業費補助金（仮称）を受けて、病児保育施設の新築又は増改築等を実施しようとする事業者を募集する。

1 対象施設

児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に基づく病児保育事業で、病児対応型を実施する施設

2 設置主体

旭川市内の社会福祉法人又は医療法人等

3 選定施設数

1 施設

4 業務内容

詳細については別紙「平成 29 年度旭川市病児保育整備補助金事業募集要領」（案）のとおり。

5 開設時間等

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日、午前 8 時から午後 6 時まで

6 利用定員

原則として、一日当たり 3 名以上

7 業務に要する経費

実施に際して、病児保育施設の整備等が必要な場合は、旭川市が予算の範囲内で経費の一部を補助する予定である。

なお、病児保育事業の運営に関しては旭川市からの委託料と利用者から徴収する負担金による運営を予定。

8 募集に係る事業計画書等の提出期間

平成 28 年〇月〇旬から平成 28 年〇月〇旬まで（予定）